

「しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会」規約

（名称）

第1条 本協議会は、「しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会」（以下協議会という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、瀬戸内しまなみ海道周辺地域における自然、文化、人々の都市との交流を促進して地域の活性化を図るとともに、地元農林水産物の消費拡大を推進して地域産業の振興を図る。

（事業）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）グリーン・ツーリズムの情報発信に関する事
- （2）グリーン・ツーリズムの体験学習の推進に関する事
- （3）グリーン・ツーリズムの農家民宿に関する事。
- （4）食育に関する事
- （5）産直市の活性化に関する事
- （6）その他目的達成に必要な事項に関する事

（会員）

第4条 本協議会は、協議会の目的に賛同するしまなみ地域（今治市関前を除く。）の個人または団体（グループ）をもって構成する。

（協議会）

第5条 協議会内には、役員会、企画運営会議（以下スタッフ会という。）及び、部会と称する体験学習連絡会議、産直市連絡会議、農家民宿の会、しまなみの食を考える会（以下部会と称する。）を置く。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員をおく。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監事 2名

（役員を選出及び任期）

第7条 役員は、総会において協議会会員の中から選任するが、監事2名については、関係機関の職員がこれにあたる。

2 役員任期は2年とし再任は妨げないが、監事については、他の課等に異動があった場合は総会までとする。なお、その場合、遠隔地に異動し監査等が困難な場合は、後任者がこれにあたる。

3 役員に欠員が生じたときは、これを補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

（役員会の開催）

第9条 会長は、必要に応じて役員会を開催し、事業推進等について協議する。また、総会に上程する事項についても審議する。

2 なお、役員会は、役員以外の部会代表者も出席して開催することとする。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会で選任する。

3 顧問は、役員会及びスタッフ会に出席し意見を述べるができる。

(スタッフの選任及びスタッフ会)

第11条 スタッフは、毎年度役員会において選任する。しかし、関係機関の職員において異動があった場合はそれまでとし、後任者がこれにあたる。

2 スタッフ会を円滑に推進するため、代表世話人をスタッフの中から互選により選出する。

(スタッフ会の開催)

第12条 代表世話人は、具体的な活動内容等について協議するため、スタッフ会を年間数回開催する。

(部会)

第13条 各部会には部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。

2 部会長は、必要に応じて部会を招集する。

(総会)

第14条 協議会は、毎年1回総会を開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は会長が招集する。

3 総会は、会員が出席して(グループの場合は代表者)開催する。

4 総会は、会員の半数以上(委任状の提出を含む)の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

5 総会の議長は、出席者の中から選出する。

6 総会では、次の事項を審議、決定する。

(1) 事業計画と決算に関すること。

(2) 事業の推進に係る基本方針に関すること。

(3) 規約の制定及び改廃に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(事務局)

第15条 本協議会の事務局は、「今治地方局農政普及課地域農業室しまなみ農業指導班」内に置く。

2 事務局には事業の適正な執行のため事務局長を置き、その事務局長は、しまなみ農業指導班長とする。

(経費)

第16条 協議会の経費は、助成金及び会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(年間会費)

第17条 年会費は、別添の年間会費算出基準に基づき算出する。また、各会員はその年会費を決められた期日までに納入することとする。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

本規約は、平成17年3月18日から施行する。

平成19年6月1日一部改正